

加筆した。

る。十七才天正十二年^ニ近藤弥五右[」]代官所飯村のものなどやとひ、岩脇古やしきの堀さらへ[」](二十九裏)「させ申、堀ハ中屋ト間^ニか、今八年、のこのはにうづもれ、」堀よせ、向方より堀中迄木竹はへ出申候妙意申候。「一、古やしき事五郎兵衛尉近藤山屋敷[」]はひとく也。「中屋孫藤ニ遠信ウリケン状[」]曰、南ハ向方山ノ嶺ヲ限、北ハ」
 「次郎兵衛正俊やしきかきり、東ハ向方山屋敷、西ハ西方の」「山やしき限、大道も中屋方屋敷ノ内也。但西方殿トハ道秀」「字名也。右永正式年也。寛永廿一年迄纔百四十年也。」(三十表)「西方山、文明ノ比迄ハ極楽寺山ト申、極楽寺ト申て」「今ノイナリノ御たちノ下^ニ寺共有よし。「一、五郎兵衛尉近藤妻女はやミ彈正息女之事死去之年」「月末勘但加田越後守ムスメ、今ノ妙意母ためニ彼五郎兵衛尉ハ」祖父ナリ。されば近藤ノ室物かたりなとたしかに覚候由」
 「被申然ハ、越州ムスメ天文元年^ニ生レ申間、十四、五にして今より」
 「百年以前迄存生と見へたり。近藤ガ室加田ノ孫ヒメ[」]語り」(三十裏)「被申候。近藤掣入候時、四郎兵衛尉秀次式才也。其夜しも」「はやミの家[」]火を付けられ、秀次をはたか[」]てか、へ出し」「候也。されば女ねさめ候も、きる物、帯なとよくとりまわすへき事也とをしへしとなり。「一、加田ノヒメ其比岩脇へ行、ふるやしきの中に向方より西へ流ルほそ川ありしか、そのはたに女ノ物あらふふみ石ありしか、」その石[」]かうぐくのは入るほとくば成所ありしに、鱧ト」
 (以下三十一表〜三十六表の翻刻は続編に続く。)

【凡例】一、本文は三十六帖から成る。括弧内の数字は帖数を表す。

一枚を二つ折りにして綴じてあるため、最初の頁を表、次の頁を裏というように示した。

二、本文の一行単位を、鍵括弧で括って示した。

三、句読点「、」や「。」、また、「・」は適宜、筆者の方で

殿様へ出、内匠頭ト名乗、彼殿御進退シシタイの「のち、駿州大納言殿様へ出つかへ、彦岐守とめされ」(二十五表)「しか、駿河滅却メツキケクにつき紀州大納言殿様へ」預ケられしに、やうく御ことハリ申上、京都へ「上り、智なりける後藤縫殿丞ヌヒビラがもとに預ケ」をかれ、かしらおろし、一貞入道と号せしか、「寛永九年十二月廿二日六十八才にして往生し」けり。秀正後定政トいふ。」

「私曰」彦岐守一貞か曾祖父今井筑前守近藤チカといふもの」(二十五裏)「神仏をたツとみ、萬よこしまならぬものなりしが、」彼一貞先祖のおもてをも起しつつき男なり。ふしき」に継父の名字をつきしに、近藤コトウといふたもし」先祖の真名にあひあたる事希妙なり。「一、一貞山崎合戦の時くみうちして父のゆつり」ケイキンの脇指にて敵のたゞなかを二ツ三ツトヲせし」とき、のこきりばのことくこほれしが、中にも」(二十六表)「ふかきあと今に残れり。其時一貞につきし家来」傳若後傳三今の次郎右衛門か父の姉の子也。又左近」四郎今の次郎作が腹ごもりの父也。松若此もの」跡なし。「一、市介討死の時、嫡子甚歳十三、次男新發意七ツ、をとの」娘三ツにて有ける。屋敷のたてく、乱世の砌四間ヨマばり」十三間のかやふきなり。其比、沢山より与語まての」(二十六裏)「間、市介か家ほとくづ屋ニ念を入たるハなかりしと」なん。其後堀次郎同名多郎といふものに」出しければ、かれが在所へとりて作り侍るなり。「と妙意を語り侍るよし。」市介於丹生谷書置して打出し時、備前兼光」之刀ハ嫡子宗千代ケイキン脇指、次男新ホチイト書付」置しなり。然刀ハ甚三田中兵部殿へ礼ニまかるとて」(二十七表)「八幡山ニ而家来与三郎ニもたせ置、失ひ侍ると也。又、新ホチ」小脇指ハ相原三平方ニも委敷語り見せしと被申しなり。「波こほれ見くるしかりけれ共、父のユツリト云又、初る手に」あひし道

具ト云旁以ヒサウセシカ、末期ニ是ヲハ岩脇へ」遣し候へと申置シよしなりと侍るもよしな。「一、本やしきへハ、堀平内とかやいふものは入ければ、市介」後家ハ三人の子ともをか、へ被官ヒツツ次郎三郎とて」(二十七裏)「今の孫三か親の家のそばにさ、ふきの庵イホりをむ」すひてありしに、被官ヒツツのうち彦右衛門と申もの新地頭ニ」取入、市介子共をうとミ侍りしを、その、ち堀左衛門」督殿澤山へおはせし時、近藤太郎介彼彦右衛門」か家へ眺かたをつこミしにいか、してかのかれけん」彦右衛門ハうしろのやふよりにけうせけり。彦右衛門元来」実子なくて、小野の宿より養子して、よめ子も出来、」(二十八表)「廿五、六なるすくやかもの有しを其時太郎介うち」どめしなり。彦右衛門儀チクテンノ後、入道仕道善ト申て」のち在所ニ而病死するなり。「一、一貞ケイフ近藤弥五右衛門ニ奉公せし虎若弥五右衛門」死去ノ跡ニ金子などうせし付而織部オシロせんさくせし事」ありしか、弥五右コツヲ彼とらわかにか高野へもたせ遣し」ける。夫よりすくに牢籠して、後故郷新庄村なるゆへ、」(二十八裏)「立帰、岩脇沢ノ田ノ草とりてありしを、太郎介鉄砲」ニ而うちころしけると也。「一、一貞駿州ニテ千三百石弓三十挺なりしと侍る。」妙意物かたり」今彦根町に出る兵衛か母おとしの姥か父」平内と申すもの筑前守近藤代ニ定使ニ申つけられ候。その」もの、信長公御代迄居申し候。筑前本領としてじゝわら山へ」入申候。村、より岩脇へわらを礼ニ越申候を定使平内」(二十九表)「うけ取申候平内ニもわら百つ、くれ申候由、右山へ入申候。」覚、飯村西東箕浦四村と申ハ、市場ニツシヤウシ、たて町、」新庄アラケ、岩脇村ニ平内式人有、西ノ平内とハ筑前ヒ官也。」東ノ平内トハ、左平次親藤六ヒ官也。此外妙意覚候迄、向殿ヒ官」三人ある。其外は何れも筑前ヒ官なりし侍る也。「一、妙意十二才ニ而岩脇へ參

とくへし。」

今度、於丹生谷岩脇市介方討死之段、

對當家忠節不可相忘候。併貴殿御名譽之

至候恐々謹言。

元龜三 「閏正月十八日」

浅井備前守 「長政判」

今井殿御宿所

正保三迄凡七拾五年也。

右丹生堂山男山トモ云也。又入道山トモ云ナリ。

「私曰」書物トモ多カリシニ、大阪陣ノ比カフト一ツ土中ニ埋ヲキ、のち取」出し見候所、シツチニくちて悉ヤフレケルト三慶宝申候。」

「岩脇市介さいこ、数ヶ所手負ヌルト見候テ、たちまちシユ女童」兎ノやうニナリシカ、高き所ニ走りアカリ、敵ノ中ヲ見廻シ、大音聲」

「ヲはなち、此あたりニ田邊式部之丞ヤ嶋久右衛門尉ハナキカ、日比」(二十二表)「肩をならへし傍輩ヲ、人手ニカケンハイひかひなし。」

「某た、今腹切へし。よつてかひしやくせとよば、り」しに、兩人色めき立而見候し處ニ樋口をし帰テ、「かゝる死招スルもの共ニイシユアルものハ、むかわぬものぞ。」

「た、いころせもの共と下知をなしケレハ、岩市ハ、」又やりひつさけ、とんほおり、にくしきたなき物共とて、「さんくつきしりそけ、終らんくんの中ニ

而討死」をこそしたりけり。岩市一所ニうちしにしたりしハ、「嶋若狭アイヤケ也。小野弥六兵衛尉ガ家子、畑伊賀守也。イガ岡」

「四郎ノ左衛門尉ハおと、しの夏、たつかはなてうたれ、父又当正月うち死(二十二裏)」をしとぞ。」

岩脇甚蔵誕生之事

「永祿三庚申年加田源兵衛尉屋敷ニ而生レシ也。童名」宗千代丸、中ハ甚蔵、後三太夫ト号シ也。十三ニテ父市介討死、「廿六天正十三

年長濱山内對馬守殿へ式百石ニ而出、翌年煩分ニ而」は入、妹聳嶋

彦蔵ヲ其跡へ出し申由、其年始而箕浦市場へ出」申也。妙意十九才。仁十二ニテ岩脇參り申由、其時甚蔵十九也。」(二十三表)廿九、

天正十六年正月おすて誕生。其年牢籠八月より十二、月迄越前逗留。正月又箕浦へ立歸り候由、おすてもつれて參りし。」(三十三、

天正十九年澤山加藤遠江守殿へ式百石ニ而出、翌年甲州出入」五

年ニ而立歸り候。文祿四年米原初而出申候故彼地ニ甲州ノ」女ヲ置

申候由。甚蔵廿六、妙意廿八、おすて七ツ也。慶長五年」米原ヨ

り岩脇へ立歸り候。此年さらし町始候事米原始る」事天正十八年也。」

(二十三裏)「一、市介元龜三年閏正月十五日討死。翌年天正元年」

「十二月廿日今井権六秀形ヨリ西坊へ状アリ。岩脇宗千代丸」此

中被相抱御取立之段、別而祝着候。弥向後迄可然歎ニ、」可有異見

候。母被官不相届候得ハ從此方可申付候。為其」一筆如此候。恐々

謹言。月日。西坊は西円寺住持也。後、」多賀成就院ノ住僧ニスハリ、

宗千代モ多賀へ同道せシト也。」十三ニテ父ニヲクレ、十五オノ時、

母近藤弥五右へ被參候。ヒ官共ヨリ」見ツキ申也。母廿斗也。天正六、七年ニアヅチへ引越申候トあり。」

一貞之事

「岩脇市介秀正か次男松千代丸改新發意丸ト申、」七ツニテ父秀正

ニワかれ、蓮花寺のかしきにて」ありしか、ゆきあひのアニ織部

正もととり取あけ、」近藤太郎介一貞とそなのらせける。さる程に

天正」十年六月あけちかつせんの時、堀左衛門督手にて、(二十四裏)「一貞十七才、比類なき高名をしかは、それより、」いよく

彼嫡子甚蔵よく似たりしと」「覚へ待るとぞ。」

(十六裏)「一、箕浦の城ハ堀入かわり、樋口ハがマノハ箕浦馳走す。」「又、古き文云カマノハトモアリ。」「一、天文之比、今井へ具足長政より賜し候。又、岩市へ天竺織リノ物十五、六分有、品送りしけり。」

鎌端でだての事

「一、元龜三年正月岩脇市介ハ今井小法士丸、」「山中におはせしもとへわけ入申けるハ、」「鎌のはの城、乗とらはやの内談、浅井」「長政もかつ聞召候なる、これかれ申合」「(十七表)」「するむねありと、ゆびをおりて語りけれ」「は、嶋若狭入道、つくく聞て此事一定」「然へしとも、存候ハすと申しければ、市介」「き、て、さん候。此比よにあるもの共こそ候へ。」「我等ノときの一ツきばら、口にまかせ申め」「くる事、何か事行候へき。た、今若殿の」「御なぐさめにあら歎ぬ事、申ちらすに」「(十七裏)」「こそ候へとて、さらぬ程にもてなし、」「立出しかば、若狭入道同ク嫡子四郎左衛門尉」「をさそひ、市介か詞のいふかしきよとて」「ひそかに二町はかり立出、岩市を招とめ、」「父子彼是三人手をとって申けるは、いかに」「一介殿た、今入道が申せし事、時にとツ」「てはづかしうも覚へ候。それにつき候てハ事」「(十八表)」「新敷申事なれとも、彼樋口と四郎左衛門が」「嫡子縁者たるにより、似る。近夏にて此度」「樋三にすかさされ、久右衛門当家をそむき候へば、」「我等も心中きたなしとや思ひ給ふらん。」「それは、後、も思ひし給へ。その儀にてハ」「候ハす、小法士殿御幼少のうへ、つきしたがふ。」「ものまれの候へば、我等が子ともハ、随分御手を」「(十八裏)」「も、ひかせ申へしとこそ存候へと申けれハ、」「市介聞てうれしうも宣ふものかな」「仰向とて、あしうハ承候ハん。かつうハ痛」「いりてこそ覚し候へ。かの鎌の

(10)

はちかき」「あたりに、さいしを忍ばせて候へば、これより」「小谷へ帰るさに、立より申をくへきにて候。」「萬事ハ頼存なりとて袂をかほにをし」「(十九表)」「あてければ、嶋父子もふかく涙にむせひ」「けるか互一入なこりおしく、又あふへき」「もいつかハとおもひければ、千秋万歳」「としゆくしてわかれけるとぞ。」

「私曰」「市介若年のころ、嶋若州の智たりしか、」「りへつして、その、ち又市介死後に、四郎左衛門岡」「庄左衛門に、岩市がをとひめをあはせし也。」

(十九裏) 岩脇市介討死の事

「さる程に、市介ハそれより妻子を預ケ」「置し宿へ立こえ、一途猶いそき侍りし」「に、堀・樋口此よしをき、出し、安からぬ」「もの哉、かゝる一揆の屋つはらを手のひにしてハあしかりなんとて、丹生谷へ」「すてにをしよするときこへしかは、」「(二十表)」「かたらひ勢のくせとして、谷嶺をつたひ、」「過半おちうせにけり。岩脇市介ハ、此よしを「き、さいしの行系、いひもをき書も置て、」もの、具かたむる。片手に湯漬一わんして、」「かけ出、丹生堂山へとりあかり、俄事てハ」「あり、あたりの山家を壊よせ、四方にし、かき」「をゆひまハし、一ツ方に木戸をかまへ、へひ」「(二十裏)」「に仕たてくた、み、なんとをとりつけ、弓」「をしはり、鎧ふすまをつくりて、まち」「かけしに、あんのことく、かたきうんかのことく」「をしかけたたり。互にしつたる仲なれば、詞を」「かハし、名乗あひ、矢だてもおします、弓鉄炮」「はしばしのほとにて、一度とつとつひて」「出、くもて十もんじに切て廻り、たちまち」「(二十一表)」「人つかをつき、枕をならへ、究竟の兵」「うち死をそとけたりける。」「私曰」「その、ち、浅井長政より、今井小法士丸へ市介儀」「とふらひ給ふ、一通のとめ有。本書ハ近藤壱岐方」「あるか、重て承

裏)「敏万寺にて屋敷を給りしか、一門家来」「おほかりければ、秀次ハ其比愛知郡高野瀬」「にしたしければ、彼領内安食といふ」「所にかすかなる住居してありしかや。」

一通うつし

今井方御礼銭式千疋請取申候、其趣可被仰遣候。

恐々謹言。

水原新六

天文七 十二月十八日

定増判

妙観院 御房中

(十三表)「天文七より正保三迄凡八百八年也。又此水原の水字水とも永トモ不見分。」「永ナレハナカハラ也。水ナレハミツラ也。」「粟見ノ妙観院トテ、ソノカミエイサンヨリ寺領サイキヨノタメ、スエヲカレシ」「トナリ。」「彼ヤシキクルミ七郷ノ内アマタ堂ムラ竹中ヤシキト也。カンサキ郷也。」

尺千世元服之事

「秀次かひとり子尺千世三ツにて、母にをくれ」「てのち、今井尺夜叉丸の母儀馬場よりめし」「つれ給ふ、かやといへる女、尺千世めのとの」(十三裏)「やうにて預り置しか、一とせ牢人して」「南の郡にありし時、よろつ不如意の世を」「わたり、秀次還住の、ち、尺千世荒神山に」「児にてありしをよひくだし、ゑほしき」「せ、市介と申せし時、」「嶋若狭守か智に成し」「とき今井後室かやをあらため、おかあと」「よバせ、あしうちの膳をゆるし給へるとぞ聞。

(十四表)「私曰」「今井牢籠の事、嶋物かたり委敷、享祿四年」「正月七日尺千世六才ノ時何郡へ俄立退シ時四郎兵衛」「秀次藏ニ能米式百石余、其外蔵物捨置ニオフセ馬四五疋」「岩脇里放迄ハ、ツケ出シカドモ、ソレサへこ、かしこにすて置ケルトソ。」「右此七日崩ハ伏見落城之事、鳥井彦右衛門討死之時事歟。」「一、市介後右京之

亮ト号セシカトモ、人皆一介トノミヨヒナレシト也。」

「私曰」「太尾敵城之砌、今井北ノ神正寺ニへ立退シカハ、岩脇秀次等も同前也。」「然ニ箕浦今七兵衛先先祖五郎太夫ト云モノノ所ヲ中宿トシテ、岩方ノ」「作毛申付シトソ。」

(十四裏)「其後、岩方甚蔵誕生ノ比ハ、加田越後守屋敷ニ市介妻子中宿シテマ、ニテ、」「甚蔵生レシトソ。越州室市介ヲハナレハ也。」「甚蔵誕生迄、祖父筑前秀」「次存生ニテ悦被申候由、加田ヲバ之語被申候と妙意被申候。然ハ、元龜」「年中迄存生ト見へたり。」

「今年姉川合戦アリ」「田中新介トテ岩市介甥長岡ニありト也。不審可為伯父ヲチ治定也。」「市介母儀ハ永岡田中惣領三郎ト云仁アリソノムスメ也。」「田筑後殿ニ奉公候か田中弥右衛門ハ市介母ノ甥也。三郎嫡子ノ」「弥右衛門也。」

(十五表)市介双六うちし事
あるとき小谷へ濃州菩提の住人、竹中」「半兵衛登城ありしとき、岩脇市介俄に」「めされし事あり。いふかしくおもひながら、罷出」「侍るに、竹半双六すきなれば、岩市江北一ノ上手」「なればとて、所望ゆへめし出されうちしとぞ」聞へし。されば一とせ堀次郎之」(十五裏)「むほんのとき、今井小法士ハ堀と縁者といひ、」「近所といひ、かた」一味よろしかるへしと」「竹半市介かた迄内通侍りつれとも、岩市」「召時にあひさうもなく返事したり」とかや。」「されば、さやうの詞にや恥たりけん。姉川」「にても命をちんかひよりもかろくし」「なし、沢山籠城中終に一度も弱ミの」(十六表)「談合におちす、元龜元年二月澤山落居」の、ちも小法士丸河内邊山陰なりし」に市介などはいやくも小谷籠城」せしとぞ聞えし。」「私曰」「妙意といけなき比、小谷籠城のうち岩脇市介さいし」見しおもかけ、いろ白ノあかひげなりしが、のちに」思ひあはすれハ、

藤か妻女五ツのとし、母いたわる事有て、「今ハのきハにや有けん。五ツのひめを近づけ、泪を」「押へてひそかに聞へけるは、我身しかく」「の事ありて、さるかたにまかて行そとよ。」「ミツからがなからんほとは、ことこゝろなく」「ひたすらてならひよくして、ひめか七ツと」(七裏)「いはんころ、この文をひらきて見るへし。」「よめなは、ミツからかならず立帰へし。」「あなかしこ、いろはをもか、さらんほと、」「これをひらき見、又ハ人にかたる事有へ」「かたらず。さもあらは、わらハ、いなやかへら」「し。かまへてくといひ置て、終にむなし」「くなりしかば、いと気なきこ、ちに是を」(八表)「誠そと心懸、母のいさめしことく、萬の」「事にこゝろをちらさずあけ暮、手習を」「こたらず、ミとせの過るハゆめなれや。七ツと」「申せし春のころ、おりふしの暦やう」「のものをも、いとよくよみしかは、よに」「うれしくて、其としの秋のすゑつ」「かた、夕への月、むしのこゑ、その事と」(八裏)「なく物かなしきに、ひとりともしひの」「もとにして、ありつるふミを取出す」「にいひしらす、むねうちさハきなから、」「ひらきて見るに、かくなん。」「君か代の久しかるへきためしよは」「かねてそうへし住よしの松」「わか手よく人見よとてもかきをかす」「なからん跡のかた見ともなれ。」「(九表)「私曰 此ことの葉、とてもふるきをか、は、猶あらん」をよしなし。人といふ文字他の字に見なし」「て表るる歟。」「されば、此筆のあとトもじよめぬかたなかり」「しかは、さてハ、はやは、うへの立帰給ハん比の」「いたりぬるよと、いとうれしくおもひ立て、」「見給て見、よの常の人の子の母やめのと」(九裏)「か物まうてして帰るをまち侍るやうに、」「母上の年比おはせしあたりを、てつから」「はひたり、ちりひろふたりして、あらぬさま」「なれば、めのとらこれをあやしめ、とへども」「さだかにかたらず。

後にハうつ、なきこ、ち」「になりて、陽水をたにもはかくしう」「聞へいれねば、その比父速水彈正ハ折節」(十表)「在京つとめておはしけるか、しかくの」「事ありとて、いそきいひ登せたりし」「かは、とかくしてくたり給ひしに、姫」「父こそんの袂にすかり、は、うへのかへり」「給はぬかなしき、始をハりの事共なくく」「かたりしかは、父をはしめ、かミ下こゑ」「をと、のへなきしとかや。」「(十裏)「かくて彈正ひめをとかくこしらへをき、」「其身ハまた都へ登りしか、折ふし三十」「三間堂修理のす、めありしに、妻の菩提」「のため、ふとしき柱一もとよせしか、あし百廿貫の奉加帳にかきのせ侍るとぞ聞へし。」「

筑前守秀次如法なりし事

「彼速水彈正か孫岩脇近藤か嫡子筑前守」(十一表)「秀次ハ生得如法第一之男とぞ聞へし。」「惣而、道のほと一里とも、他行の折節ハ、」「めしつる、しもへとも能錢甘疋あて、腰に」「はさませ侍りしか、ある時加田修理進か館へ入りしに、件の用脚かそふる事侍て、九十」「七文をあやしめ、僕折檻ありしを、修理方」「内主ハ筑州か妹なるにより、ひそかに聞へ」(十一裏)「けるハ、いかに筑前殿、いにしへよりあしの数ハ、」「子細ある御事にて、世中なべてかくのごと」「くこそさふらふなれ。今めかしき事を」「も宣物かなとうちゑミしかは、其時筑前守手」「をうちて、神も照覽我等ハたしたり。百と、そ心得侍りつれと申せしとかや。」「一笑く。」「

(十二表) 秀次牢籠之事

「筑前守秀次いまた四郎兵衛尉なりし比、一」「もんの棟梁今井左衛門尉秀信不慮に」「生害の、ち、嫡子尺夜又牢籠につき、」「秀次も取物とりあえず、観音寺さして」「おち行けり。されば今井尺夜又丸并同名」「佐々木殿へ御礼申上ければ、尺夜又丸二ハ、」(十二

翻刻

(一表 表紙)「妙意もの語」「并 一二齋書添」

(二表)「岩脇性中系図」「顕俊 孫二郎 近俊 駿河守」

「道秀 筑前守 近藤 筑前守」「秀次 筑前守 定政 筑前守」

「始 市亮秀正トいふ」「中 右京之亮ト云」「又 市之亮トも云」

右是ヨリ先ハ大本系図ニあり

(三表) 今井筑前守道秀岩脇村へうつりし事

速水弾正忠か小女之事 付三十三間堂奉加之事

岩脇筑前守秀次如法之事 行年八十三 「法名 向巖」

同牢籠之事

岩脇尺千世元服之事

岩脇市亮及六之事

鎌端可落行之事

(三裏) 岩脇筑前守定政うち死の事

嫡子甚蔵之事

次男老岐守之事

(四表)「尼妙為八十に及ふ冬のころ、わら屋」「のうちに、火桶をか、へなから孫とも愛し」「て、にちやをのむく今にはしめぬ年」

「よりの猶くり事の物かたり後のかたみ」「にかきつけ侍る。」

「抑こ、に今井の道秀といふものあり。」「江州坂田郡太尾の山も

りにて侍りしか、(四裏)「世中静なるころは、麓の前師原とかや」

「千石谷に住居しちまたふつそうの」「折節は登城し侍る。子細有

て彼山下を」「はなれ、隣里岩脇村にたちより、幽かなる」「草庵を

むすひ、かしらおろしてあり」「しか、嫡子五郎兵衛尉近藤か代に

里の長」「藤原遠信といふもの、屋しきへうつり(五表)「侍ると

そ聞えし。」「私曰」「筑前守道秀かもとの女、少しのふしをくねり、

かりに」「里がへりをしに、道秀かしうとのあしを七十貫預り置し

に、」「しうとめのはからひとして七十人下女を催し、はしたなく」

「こはせければ、いよ／＼縁つき侍るとそ。そのあしにて」「ゑり

よし原などほひとくして、今に岩脇殿ゑりなど」「いふ事ありとそ。」

「一、岩脇ウトクノ時、一國平均徳政ノコトアリテ、貸物返し候へ

とて諸方より」「門前に市をナス、迷惑シテ門ヲタテヲキ、テン

ケンシテ悉返しけると」「なんかたり傳ふ。」

(五裏)「一、正保元申年卯月廿一日、ふと、彼太尾に登り見侍る」

「に、嶋忠左など幼ころ、岩なし取あかりしころ迄、城」「のめ

くりにちいさき石かきなどありしよし」「かたられしか、今見れば

なかりけり。そこに草かる」「をのこにとへハ、米原のものともま

ろばしおとし、」「襲水道の石に物し候とそこたへ侍る。うしろの谷

ハ」「きこふる前師原と見るに、今は千石谷の奥とて、すかれ」「て

田となり、むかしのかたもなかりしなり。」

「一、岩脇五郎兵衛尉近藤入道筑前法名法圓ハ、加田越後守歟しう

と也。」「(六表)「一、岩脇西シ殿ト云アリ。永正年中。」

「一、岩脇稲荷一社、八幡一社、如來前ニ有。八幡田」「ト云ナリ。

亦聖向殿ト岩脇秀次トセンサクノ叱、」「天文四年ニ向藤六秀信書

状有。其時ノアツカヒニハ、」「今井藤八、村岡弥三郎也。此村岡ハ、

カウドヒナデノカン」「ヌシ也。」「一、岩脇観音ノコト井戸村ビン

ゴ書物ニ岩脇ノ観音佛(六裏)「餉米ノコトアリ。文明五年ノ書物也。

此観音紛失故、近藤」「老岐、越前ニ居住ノ時分、石ニテツクリ申也。

近比丸山ヨリ」「木佛ホリ出シ、當所方ウラノ本堂ニコシラヘタル佛」

「一定コノ観音乱世ニウツシタルナルベシ」「一、明應年中ニ岩脇北

林郷四郎高秀ト云アリ。只、北林高秀トモアリ。」

(七表) 速水霜臺か小女之事 「霜臺トハ弾正ノ」「カラナ也。」「近

年から正保三(一六四六)年であることがわかる。

一、正保元年甲申年卯月廿一日、ふと彼太尾に登り(五裏)

天文七より正保三迄凡百八年也(十三表)

一二齋は、この頃三十五から三十七歳であった。妙意は七十八歳から八十歳前後である。妙意は永禄十(一五六七)年生まれであり、『妙意もの語』の冒頭で妙意八十歳の頃としているのと、歳の数が符合する。さらに、次の記述からも制作年次を想定できる。

元龜三閏正月十八日 浅井備前守長政 今井殿御宿所 正保三迄凡七拾五年也(二十一表)

この書状が送られた年である元龜三(一五七二)年から正保三(一六四六)年まで七十五年間経過しているといっており、この正保三年がこのもの語の年代の下限を決定している。また、「妙意物かたり」として岩脇古屋敷や岩脇被官のことを言及する所で次の文がある。

一、古やしき事五郎兵衛尉近藤山屋敷ばひとく也。中屋孫藤二遠信ウリケン状二曰、南は向方山ノ嶺ヲ限、北ハ次郎兵衛正俊やしきかきり、東ハ向方山屋敷、西は西方の山やしき限、大道も中屋方屋敷ノ内也。但西方殿卜八道秀字名なり。右永正式年也。寛永廿一年迄纔百四十年也。(二十九裏)

つまり古屋敷の中屋孫藤二遠信の売券状は永正二(一五〇五)年のもので、寛永二十一年・正保元(一六四四)年までおよそ百四十年を経ている。このことからこの筆録が寛永二十一年以後に成立したことを示唆する。次に掲げたように本文十三帖表の永原新六から妙観院に宛てた書状にある記載も示唆的である。

天文七より正保三迄凡百八年也(十三表)

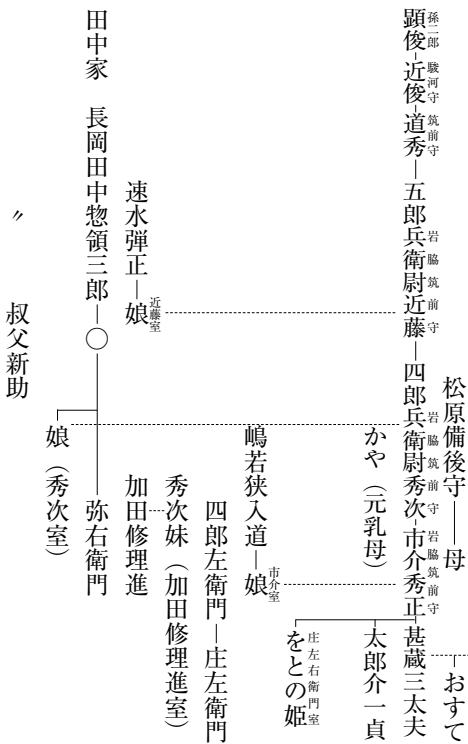
以上のように本文記載の年号は下限が正保三(一六四六)年であっ

て、その年に成立したのではないか。また、正保三年頃に、一区aの添え書きと一区bの制作があったであろう。

註

- 1 『近江町史』(近江町役場、平成元年十一月)、二二九～二三四頁。
- 2 百々保氏蔵。なお翻刻は小和田哲男『近江浅井氏』(新人物往来社、一九七三年)、滋賀県教育委員会『滋賀県中世城郭分布調査7』(伊香郡・東浅井郡の城) 平成二年三月、百頁～百三十九頁にある。
- 3 滋賀県坂田郡役所、一九一三年、第十一編、人物志、第四節、學者文人、三二九～三三〇頁。
- 4 片桐洋一編『中世古今和歌集釈書解題』五(赤尾照文堂、昭和六十一年一月)、四八五頁。

岩脇家系図



ばで常々聞かされていた。この物語が同時代の話である根拠の一つは、例えば舅である市介定政「岩脇市介双六之事」³、「鎌端落行之事」⁴、「岩脇筑前守定政討死之事」などが妙意が直接見聞した事柄であることによる。

私曰 妙意いとけなき比、小谷籠城のうち岩脇市介さいし見しおもかげ、いろ白ノあかひげなりしが、後に思ひあはすれハ、彼嫡子甚蔵よく似たりしと覚へ待るとそ（十六表）

甚蔵誕生迄、祖父筑前秀次存生ニテ悦被申候由、加田ヲバ之語被申候（十四裏）

一、五郎兵衛尉近藤妻女はやミ弾正息女ノ事死去之年月末勘但加田越後守ムスメ、今ノ妙意母ためニ彼五郎兵衛尉ハ祖父ナリ。されば近藤ノ室物かたりなとたしかに覚候由被申然ハ、越州ムスメ天文元年二生レ申間、十四、五にして今より百年以前迄存生と見へたり。近藤ガ室加田ノ孫ヒメニ語り被申候近藤聲入候時四郎兵衛尉秀次才也（三十表）

このように「今井筑前守道秀岩脇村へ移りし事」から「岩脇尺千代元服之事」に関する記述までは、母ため（天文元（一五三二）年生）が語り伝えていたものを、妙意が孫たちに語り伝えたものだろう。妙意の母ためは加田の出であり、岩脇五郎兵衛尉近藤の娘の子であった。妙意が岩脇家の歴史を母のためから聞くことは、母が岩脇五郎兵衛尉近藤の娘であるため、あり得る。妙意自身も夫甚蔵から色々聞く機会があった。加えて『妙意もの語』の「速水弾正忠が小女之事」などにある次の文から、当時の地侍・土豪クラスの息女は、手習いなどをよくした才女であり、記憶といった知識自体が当時の女性に求められた教養ではないか。

ミつからがなからんほとは、ことこ、ろなくひたすらてならい

よくして（七表）

これを根拠として次のような見解を示すことが出来る。

一、『古今和歌集灌頂口伝』⁴の和歌を暗記している。和歌をたしなむ教養の高さがあった。

君か代のひさしかるへきためしよはかねてそうへし住よしの松二、話の内容が祖母の時代に記憶した話のようである。（三十表）

以上のように、岩脇五郎兵衛尉近藤の娘や母ためもまた、妙意に多くのことを語り聞かせるだけの見聞と器量を兼ね備えていた。先に史料を一区として区分した妙意の語り部分についても、前半の「今井筑前守岩脇村へうつりし事」から「岩脇尺千代元服之事」までの部分と、それ以後の三つの話題・章とはおのずと区分される。つまり、特に後者においては、妙意が直接見聞した事柄であることから、同時代史料としての価値は高い。また、一区の前半は岩脇五郎兵衛尉近藤の娘による記憶が主に「ため」を通じて妙意に伝えられた。ためは一五〇年代の誕生が推定されることから、この間の見聞が妙意に伝えられた（三十表）。

一二齋が書き加えた後半の二区「嫡子甚蔵之事」以下の文面は確固とした記録性を帯びた文体で、一二齋の個人的な関心からの記憶、備忘録的性格の内容となっている。一二齋は一六〇九年に誕生し、一六八二年に七十三歳で死亡した。このことから同時代に生きた人物が書いた記録であり、天野川流域の戦国期の終焉そして近世の幕開けを物語る重要な史料性を持つ同時代史料とみてよいだろう。

五 むすび 「妙意もの語」の制作年代

ここで問題を制作年代に絞って『妙意もの語』の本文の中から制作年代を検討する。まず次の文面からその着手が正保元（一六四四）

として、また当該地域の識者、文人として関わったものと想定したい。『妙意もの語』の筆録の契機は、『嶋記録』筆録の動機と不可分であり、かつ同時に進行している。『嶋記録』の本文中に一二齋についての記載が見受けられる。

一、此の連署は岩脇一二齋二在之(二十六裏)

二、此状矢文也岩脇一二齋二在之(三十五裏)

三、此状岩脇一二齋二在之(四十八表)

そして問題は、一と三の文面である。一にみえる「此の連署」とは、磯野丹波守員昌から今井の一族に宛てた書付である。宛名の今井一族とは、今井中西、今井籐九郎、岩脇一介、嶋若狭入道、同四郎左衛門となっており、幼い今井氏当主を支えた地侍一族である。また四は、備前守長政からの書状で、その宛先は「嶋若入」こと嶋若狭守入道と「嶋四左」こと嶋四郎左衛門である。「嶋記録」の作成に際し、一二齋の所持する書状が引用されていることは重要である。

まず第一点は、一二齋がなぜ岩脇家に伝わる書状を所持していたかである。最も可能性の高い要素は一二齋が岩脇家の当主であった場合だろう。また、書状二は嶋家に伝わるはずのものである。それを一二齋が所持しており、『嶋記録』作成に際して作成者、おそらく嶋家の当主であろうが、彼が自分の家の文書を一二齋に求めて拝覧している構図は不自然である。

ここから想定できることは、一二齋が嶋家の書状を以前に入手出来る立場にあったのではないかということである。一の文から嶋家の娘鍋が一二齋の正室であり、姻戚関係であったことがわかる。また、一二齋が岩脇家や嶋家など今井一族に関する歴史に興味を持ち、早くから関連文献、書状などを意識的に求め、収集していた。『嶋記録』の筆録者が一二齋を引合いに出していることから、彼が今井

一族の歴史に精通し、彼の意見を求めてこの記録が成立した可能性が高い。文書を保持していたことや扱われていた経緯が、『妙意もの語』を書いた基底にあるのだろう。

四 語り手妙意

では次に、語り手であった妙意とはどのような人物であったのだろうか。妙意は永禄十(一五六七)年に母の親元である加田越後守(加田修理進)の屋敷で産声を上げたと察せられる。また、妙意の母はためと呼ばれる越後守の娘であった。そして、妙意の母方の祖母は岩脇五郎兵衛尉近藤の娘であった。このこともまた『妙意もの語』の三十帖表に記載された次の文から読み取れる。

加田越後守ムスメ、今ノ妙意母ためニ彼五郎兵衛尉ハ祖父ナリ
(三十表)

同じく『妙意もの語』の二十九帖表及び二十二帖裏に記載された次の二つの文から、妙意が十二歳の時、天正六(一五七八)年に、岩脇甚蔵のもとへ嫁いで来たことがわかる。

一、妙意十二才ニ而岩脇へ参る(二十九表)
十二ニテ岩脇参り申由、其時甚蔵十九也(二十二裏)

その時、甚蔵は十九歳である。永禄三(一五六〇)年に生まれた岩脇家の当主であり、先の岩脇五郎兵衛尉近藤から三代後にあたる。そして、『妙意もの語』の中盤の話の中心となる定政は甚蔵の父で、妙意の義父である。そして、妙意と甚蔵の間にはおすてという娘がいた。以上のような妙意の来歴から、中近移行期に生きた人物であったことがわかる。妙意は『妙意もの語』の書き出しの時、八十歳、正保二(一六四五)年頃に健在で、祖母がしていたように昔日の思い出を孫たちに聞かせていた。一二齋もそれらに混じって、そ

は五帖裏の次の文面から、岩脇九兵衛が後に一二齋と雅号を有したことが判明する。また九兵衛が正秀であることもわかる。

二、女子鍋、岩脇九兵衛尉正秀室：九兵衛後に号「一二齋」、

『嶋記録』が明らかにするように、一二齋は岩脇家の人物であった。ただ、甚蔵や妙意との関係が不明であるため、岩脇家の当主か否かわからないが、九兵衛岩脇正秀であったことはこの筆録の契機を考える上においては重要である。一二齋は『坂田郡志』第四卷「岩脇正秀」³⁾によると、幼名は宗千代丸、後に九兵衛と呼ばれたことが記載されている。もしそうならこの幼名宗千代丸が岩脇家直系の甚蔵と同じ幼名(甚蔵の幼名が宗千代丸であったことは『妙意もの語』二十二帖裏からわかる。しかし、甚蔵が九兵衛であったことは『妙意もの語』からは「甚蔵後三太夫」とあるのみであって明らかではない。)であったことになり、一二齋もまた直系の当主であったことを物語ることになる。なお、明治三年版籍奉還当時における彦根藩所蔵の文書(彦根市立図書館資料)によると、慶長十九年(一六一四年)より、初代九兵衛、二代九兵衛、三代平七、四代六郎左衛門、五代九兵衛、六代九兵衛、七代九兵衛という記載がある。一部例外はあるが、当主は九兵衛と名乗ったことがわかる。

しかし、いづれにせよ書き添えた一二齋が妙意と親子もしくは親戚関係にあることは、一二齋が岩脇姓の人物であったこととともにこの『もの語』の性格を考えていくことに際して、重要な事柄である。親子関係であれば一二齋は妙意の聞き手となり、親類縁者であったとしても、子どもと変わらない環境で妙意の語りを聞き入ったであろう。しかも、妙意が八十歳の時、一二齋は三十八歳で妙意の語りを記憶したり、筆録したりするのに十分な年齢にあった。

以上のように、一二齋は実在の人物であり、かつ筆録するにふさ

わしい年齢に達しており、岩脇家の歴史に十分な関心を有していた。つまり、この『もの語』が出来上がる環境があったといえる。

次に、人物一二齋を知る手立ては『妙意もの語』の分析に加えて、同時代、同一地域史料であり、『妙意もの語』と不可分の関係にある『嶋記録』からいくらかの検討を加えることが可能である。

『嶋記録』は、本文中に「元禄十年」(一六九七年)あるいは「慶安二年」(一六四九年)の年号が見え、末尾に「寛文六年」(一六六六年)と記されていることから、少なくとも最終的には一六九〇年代もしくは一七〇〇年代初頭頃には完成していたものと見たい。なお、「元禄十年」の記載部分は親類縁者の説明で、系図に関連して後に書き込まれた可能性がある。なぜなら、末尾の「寛文六年」は、沢田書良政が嶋半兵衛へこの『嶋記録』を書き上げ、差し出した年であるからである。つまり、寛文六年に一応完成したこの『嶋記録』に元禄十年頃もしくはそれ以降さらに加筆されたことが想定される。これに対して『妙意もの語』は正保年間に筆録が進行していたこと、一二齋が一六八二(天和二)年に没していること、尼妙意が八十歳の時は正保二(一六四五)年のことがわかる。つまり話の内容は、一区が正保年間に完成し、二区は一六五〇から一六六〇年代にかけて完成したとみてよいだろう。

正保元年(一六四四年)

一、正保元年甲申年卯月廿一日、ふと彼太尾かに登り見侍に(五裏)

正保三年(一六四六年)

天文七より正保三迄凡百八年也(十三表)

元龜三閏正月十八日 浅井備前守長政判

今井殿御宿所 正保三迄凡七十五年也(二十一裏)

そして、その両記録の筆録に際しては、一二齋が同年代、同族者

これに対して「岩脇甚蔵誕生之事」以後の文面末尾は多くが「也」や「候」あるいは「申し候」となっており、また、「する也」あるいは「なる由」といった表現がみえる。前段と後段では「甚蔵誕生之事」を境として、その文章の末尾における文章表現が全く異なることに気がつく。また、この「甚蔵誕生之事」を記述する本文の後段では、「妙意申し候」との記載が見受けられる。語り手であったはずの妙意が「妙意申し候」として登場することになる。妙意の「語りの場」とは違ったところでの一二齋の聞き書だろう。『妙意もの語』は明らかに前段と後段に大別される。さらに加えて前段にあっても妙意の語り部分と一二齋の「私曰」部分とに明確に峻別される。本文全体に関わる構成の中でも、妙意部分と一二齋部分とに、もの語の口承者の部分と、それに付記、追記、もしくは口伝者からの聞取りをまとめた部分とに大別し得る。

一方また、後段も一二齋のオリジナルな編纂意図に基づき記載された部分に関して、妙意から聞き取りをして記載した箇所もある。特に後段部分は一二齋が加筆している。中でも注目すべき点は、目次に記載のうかがえる甚蔵及び次男彦岐守(一貞)の二章で、これは一二齋が妙意の語りの延長線上に位置づけられている。

むしろ問題は、目次に無い二十一帖裏から末尾三十一帖裏までの記載部分の分析だろう。この間は「一」で始まる短い文を基調としている。子細にみると、二十四帖表の「妙意ものがたり」からの文面は、末尾まで岩脇家の家系に関わる探索や詮索に終始している。この部分は文学的表現にも欠け、語りとは縁遠い、むしろ断片的な記録の体裁を採る。それ故にこの後段のさらに後半の部分は、一二齋が最も関心を持った事柄ではないだろうか。ここから『妙意もの語』の形成やその経緯、一二齋が成した記録作成の意図が判明する。

本稿においては、この前段と後段を便宜上一区、二区と呼んで区分を付し、さらに一区の中でも妙意の語り部分を持ってこれを便宜上aとし、一二齋の書き添えた「私曰」の部分についてはこれを便宜上bと呼び、一区a、二区bといった記号で稿を進めたい。

また後段についても、一二齋の書き加えた「嫡子甚蔵之事」及び「次男彦岐守(一貞)之事」の二章については、これを便宜上二区aと呼び、「妙意ものがたり」で始まる岩脇一族の家系、被官に関わる詮索と覚えに近い部分については二区bと呼び、両者を区別した。

以上のように本文の記載表現を分析したが、本文の記載内容から見てもわかるように、文献史料としての位置付けは、同時代史料としての妙意の語り部分一区aと一二齋の筆録部分の二区bが問題となる。しかも一、二区ともすべて一二齋の手を経たものであって、妙意の語り部分と称するものも一二齋の筆力を当然予期してかからなければならぬだろう。また、一、二区ともになぜ一二齋が筆録する意図をもったかが文章全体に大きな影響を与えただろう。

この『妙意もの語』はといったいつ、誰によって出来上がったものだろうか。まず、「一二齋書添」と表題に明示してあるが、これは雅号であって、実名ではないこと自体この「もの語」の性格を推定する足がかりとなる。つまりこの「もの語」をどのような記録として筆録したものかといった読み手との関係が示唆される。

三 筆録者一二齋

さて、一二齋という人物であるが、どのような人物であったのか、また妙意とはどのような関係にあったのかについて触れておこう。

一二齋については、『妙意もの語』だけではなく、岩脇氏と同族関係のある嶋氏の記録である『嶋記録』²⁾にも記載がある。『嶋記録』

『妙意もの語』の史料性について

窪 佳世*

一 はじめに

『妙意もの語』は、滋賀県坂田郡近江町、旧息長村岩脇在住の岩脇かな氏の所蔵¹⁾(現在は彦根市在住の岩脇滋人氏所蔵)である。表題には「妙意もの語并二齋書添」と見え、裏表紙には「岩脇姓」と署名がある。全体は三十七帖からなる。物語筆録の契機は、岩脇家当主岩脇甚蔵の妻妙意が、孫たちに語り草としたものに、雅号を一二齋と称する人物が書き添えたことにはじまるのが序文風書き出しからわかる。はじめにこの物語の全体構成を明らかにしておきたい。

二 構成区分

二帖表に「岩脇性中系図」がある。頭俊から始まり、近俊、道秀、近藤、秀次、定政の六代を記し、最後に「右是ヨリ先ハ大本系図ニあり」と記す。この一種の縦系図が定政をもって終わっているということは、本文中の記載が定政以後甚蔵にまで及ぶ内容を持つことと齟齬をきたす。後に続く「嫡子甚蔵之事」や「次男壱岐守(一貞)之事」は当初この物語の中には含まれなかったことが想定し得る。つまり、妙意からの聞き書きとする本文に、一二齋が書き加えた部

分のあることを示唆する。

三帖表裏には本文の総目次ともいべき項目が十章立てられている。第一章から数えて定政に関する「岩脇筑前守定政討死之事」まで八章あり、甚蔵と次男壱岐守(一貞)との二章が語尾につく形となる。前段八章までの内容が、定政までの系図に該当すれば矛盾はないが、本文には頭俊、近俊に関する章立てが無い。

本文は四帖裏に一二齋の書き添えた冒頭の部分が五行ある。そこにはこの物語をしたためた訳が簡潔に表されている。そして以下、「抑こゝに」から妙意の語りが始まる。妙意の語りを筆録した本文以外に文中に「私曰」と明記してあるのは、一二齋の付記した部分である。妙意の語りと一二齋の書き添え部分が相互に補完関係をなす構成にこの「もの語」の史料的人格を見出す鍵がある。

この「もの語」は、その註あるいは解説を交互に交えながら十九帖表まで続く。ここまでが当初の妙意の語りの部分と想定し得る。このことを裏付けるように、妙意の語りの部分と思しき文面の末尾には、いずれも「〜とぞ聞こえし」、「〜ありとぞ」、「〜とかや」といった文面で終わるといった傾向を持ち、このような係り結びは、妙意の語りをそのまま踏襲した筆録を示すものである。

* 本学非常勤講師